



学校におけるモラルハラ スメント ～未然防止と危機対応のために～

2024（令和6）年7月30日

弁護士／社会福祉士 曾 我 智 史

自己紹介

- いじめを含む学校事故に関する第三者調査委員会（大阪、加古川、神戸、宝塚、岡山、山口、西脇、加東、相生、ほか私学も）の委員を務めてきた。
- 現在、大阪市いじめ調査第三者委員会（常設委員会）の委員長
- 宝塚市子どもの権利サポート委員会委員長、尼崎市子どものための人権擁護委員会委員長
- 兵庫県の児童相談所（子ども家庭センター）のアドバイザー
- 兵庫県の教育事務所（播磨東地区）／多可町／淡路市／加東市のスクールロイヤー
- NPO法人つなご（子どもシェルター／自立援助ホーム運営）の理事長

はじめに

今日は「学校危機管理」の話

学校危機管理

- ① 事前の危機管理（リスク・マネジメント）
- ② 事後の危機管理（クライシス・マネジメント）

学校危機管理とは

事前の危機管理（リスク・マネジメント）

- 危機（事件・事故）発生を未然に防ぐために、
危機発生危険を低減することを中心とした危機管理。
できるだけ早期に危険を発見して、確実に除去することが重要である。

学校危機管理とは

事後の危機管理（クライシス・マネジメント）

→ 万一危機（事件・事故）が発生した場合に、危機に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑え、さらには危機の再発を防止するとともに、できるだけ速やかに通常の学校生活を再開すること（※）を目的とする（とされている）。

※ 学校生活の再開は、学校事故における被害者の心情に配慮しながら進めるべきである。「通常の学校活動に戻そう」とすることが、被害者の心情を逆なですることがある。

危機管理の基本ー「問い」を立てる

- この学校・学級・部活は、何のために存在するのか？
- その目的を実現するために、何が必要か？
- 私たちのミッションは何か？
- 私たちは、利用者（児童生徒）にどのような価値を提供しているだろうか？
- 上記 4 つの問いに対する答えを踏まえ、「私たちは、どうすべきか？」

複数の人たちが集まるからこそ…

- 安全な環境、安心して参加できる関係性が重要である。

→ このためには、参加している子どもたちの人権が保障されなければならない。

→ 安全な環境とは言えない、安心して参加できない

…このような場合、**参加している子どもの人権**が侵害されている状況であると言える。



私たちのミッションや、すべきことが見えてくる。

ハラスメントとは

- 「嫌がらせ」を意味する。
- 「学校」という環境における「ハラスメント」の最たるものは、
児童生徒間のいじめ、教員から児童生徒に対するパワハラ・体罰
(ハラスメントの延長線上に、いじめやパワハラ・体罰がある)

子どもの権利 について

～未然防止のための理念と姿勢～

子どもであつても「人」である

- 子どもも「人」である以上は、「権利」を享受する主体である。
- 子どもの「権利」を侵害した場合、それが違法になり、場合によっては、損害賠償責任を負うことになりかねない。
- 子どもの「意見」「声」を、子どものわがままであると捉えると、子どもの権利を侵害する結果となりかねない。

子どもの権利条約 4つの原則

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

差別の禁止（差別のないこと）

子どもたちには、どんな権利がある？

□大きく分けると以下①～④に分類される（日本ユニセフ協会の分類）。

①生きる権利（Survival）

・・・住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

②育つ権利（Development）

・・・勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③守られる権利（Protection）

・・・紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④参加する権利（Participation）

・・・自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもの権利条約に定められている 「権利」の例

○生きる権利・育つ権利（6条）

○名前・国籍をもつ権利(7条)

👉できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利

○親と引き離されない権利(9条)

○意見を表す権利（12条）

○表現の自由(13条)

○プライバシー・名誉は守られる（16条）

○適切な情報の入手（17条）

○子どもの養育はまず親に責任（18条）

○あらゆる暴力からの保護(19条)

○家庭を奪われた子どもの保護(20条)

○教育を受ける権利（28条）

○休み、遊ぶ権利（31条）

など。

子どもの権利条約は、子どもに関わるどの分野にも関係している

たとえば、教育関係・・・

生徒指導提要は、2022年12月に改訂された。

⇒「1.5.1」において、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）が登場している。

権利、権利と言うが…

【現場の疑問??】

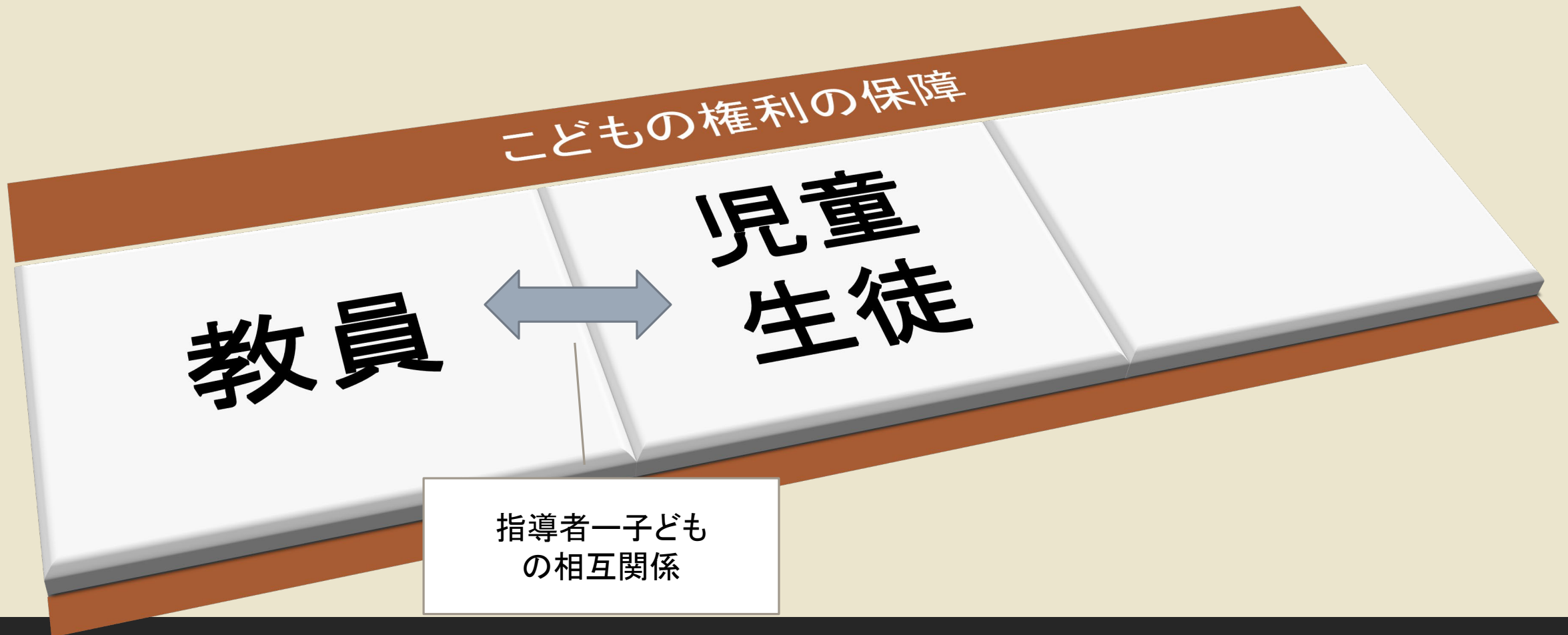
- ・法律で割り切って解決できる？
- ・関係性がより一層ぎくしゃくするのでは？
- ・こどもの意見を聴くのって重要だけど…。

など。

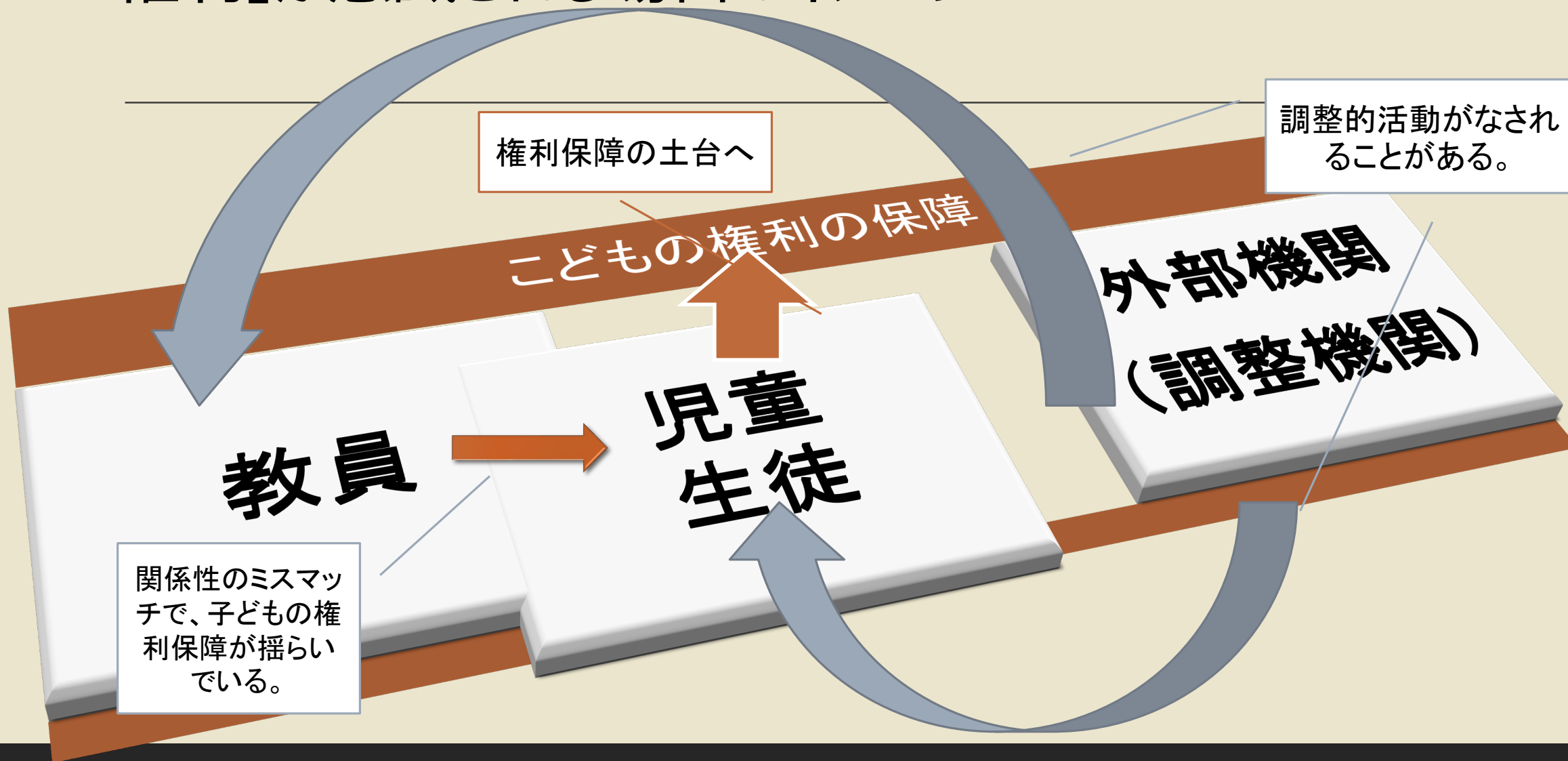
「人権保障」の社会システム内の位置づけ

- 人権保障は、社会（複数の人間関係で構成される）が存立する基盤である。
 - c f) ヒューマンライツ経営、消費者市民社会など
- 子どもの権利条約やその他の人権にかかわる法令においては、「権利基盤アプローチ」（権利を基盤としたアプローチ）という言葉が使われることがある。
 - c f) こどもの個別支援・救済機関（子どもオンブズパーソン）
- 「人権」が意識されているからこそ、その社会は、よりよくなる（民主主義はそうやって発展してきた）
 - ⇒ 子どもの人権、労働者の人権、支援者の人権、関わる人たちの人権・・・

教育現場では、普段は、「法」があまり意識されていないだけ、と言える。



「権利」が意識される場合のイメージ



子どもの意見表明権が特に重要

- 子どもの権利条約12条に定められた権利である。
- 子どもは、自分の意見や気持ちを、きちんと大人に聴いてもらう権利を有している。
これに対し、大人は、それに対して、きちんと説明をして答える義務（応答義務）がある。
（きちんと応じて、説明する義務がある）。
- 「聞かれる」経験というのは、他人との信頼感を得る上で、重要な経験である。

どうやって実践する？

- ☐ こどもに、考えるための材料（情報）を提供する。
 - ☐ こどもに、考える時間を提供する。
 - ☐ 安心して会話のキャッチボールができる関係性を提供する。
 - ☐ こどもが、何かを発言したら、おとなは、これを否定せずに、まずは受け止める。こどもに、この経験を積んでもらう。
- ※ こどもの最善の利益になると思うからといって、おとなは、こどもの気持ちを聞かないままに、自分の考えを押し付けないようにする。

真の意味での子ども参画とは？

■ 少なくとも、子ども一人ひとりが、自分の意見や気持ちを言える（言いやすい）環境（＝子ども一人ひとりが参画できる環境）が、当たり前の環境として提供されている必要がある（これは、大人側の義務）。

■ そして、意見の強い子に引っ張られないように、弱い子が、積極的に自分の意見や気持ちが開示できるよう、丁寧にアプローチすることが求められる。

→ 子ども参画を目指すというのは、一人ひとりの意見を尊重することであり、結局のところ、メンバーシップそのものである。

体罰とパワハラ

体罰とは

体罰とは・・・

(学校教育法11条)

校長及び教頭は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、**体罰を加えることはできない。**

体罰について

平成25年3月13日文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

⇒ **体罰の絶対禁止を通知**しているもの。

生徒指導提要（2022年12月） 104頁

- ・体罰による指導では、児童生徒に正常な倫理観を養うことはできない。
- ・体罰にあたるかどうかは、対象となる児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、ケースバイケースで判断することになる。→ つまり、明確な線引きができないということである。
 - とすれば、リスクコンプライアンスの観点からは、（後述の）不適切指導はしない、という発想が重要。
- ・ただし、児童生徒による暴力行為の防衛のためにやむを得ず行た行為は、正当防衛であり、体罰ではない。

体罰は、犯罪となる

- 体罰は、子どもに対する懲戒行為の一環として行われることが多い。
- 体罰が、有形力行使(暴力、物を投げるなど)の態様で行われているときには、通常、暴行罪などの犯罪行為に該当する。
- 体罰に当たるか否かは、確かに、ケースバイケースであるが、「該当する」ということになると、ただちに、犯罪になる可能性が高い。

パワハラとは（視点）

兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針より（※ 教職員の労働環境）

パワー・ハラスメントとは・・・

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、職務上必要性がない、又は相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、又は職員の職場環境を害することとなる言動。

指導者と子どもとの関係に引き直すと…

【ポイント】

- ① 優越的な関係性
 - ② 指導上必要性のない、又は相当な範囲を超える言動であって
 - ③ 子どもに精神的もしくは身体的な苦痛を与え、
子どもの人格もしくは尊厳を害し、
又は子どものスポーツ環境を害することとなる言動。
- ⇒ これらに該当すれば、指導者から子どもに対するパワハラになる。

体罰とパワーハラの関係



- ▶ 体罰に当たらなくても、パワーハラスメントに該当する領域がある。
- ▶ パワーハラスメントに該当する領域であっても、裁判上、違法であると認定される場合がある。

不適切指導は、しない

不適切指導と考えられる例（生徒指導提要105頁より）

- ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ことさらに児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・指導後に教室に1人にする、1人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

運動部活動での指導のガイドライン (文科省, 平成25年5月)

以下が「許されない指導」として明記されている。

「これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです」

- ①殴る、蹴る等。
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

さらに、次に留意

たとえ、身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

教職員にとっては日常的な声かけや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感ずる場合もあることを考慮しなければなりません。

そのため、指導を行った後には、児童生徒を1人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。

(生徒指導提要105頁より)

体罰に関する裁判例

【神戸地裁姫路支部平成12年1月31日】

公立小学校6年生が教育的指導を受けなければならないような非違行為がなかったにもかかわらず担任教諭に殴打され、1時間後に自宅付近の裏山で首つり自殺をした事案について、自殺の予見可能性の認定を避けつつ、子どもの自殺が社会問題化している情勢下において教育専門家たる教諭として子どもの心の脆弱さや衝動性の強さ及び自殺に関する専門的な知見は通常有すべき知識であったこと、当該児童が教諭の一連の殴打行為を理不尽な暴力と受け取ったであろうことは容易に認識しえたと考えられることなどを挙げ、自殺と体罰の間に相当因果関係を認め、学校側の責任を認めた。

体罰に関する裁判例

【盛岡地方裁判所平成29年11月10日判決】

（事案の概要）

岩手県内の公立高校の元生徒が、男子バレーボール部に在籍していた当時、顧問教員が部活動指導の中で日常的に暴力を振るい、暴言を吐く等の行為を繰り返しており、自らもその対象となり、その結果、P T S D等の精神障害に陥り、不登校を余儀なくされたなどとして、損害賠償等の支払いを求める訴訟を提起した。

体罰に関する裁判例

【盛岡地方裁判所平成29年11月10日判決】

(判決内容)

元生徒が日常的に体罰等を受けていたという主張は認めなかった。

しかし、体罰等に該当する行為は存在していたとして、学校設置者に対し損害賠償の支払いを命じた。

判決の中で「体育教官室という閉鎖された室内において、1対1で、少なくとも約1時間にわたって、一方的かつ威圧的に厳しく叱責し、カギを壁に投げつけたり、机を強打したりするという、間接的な暴行とも評価しうる行為にも及んでいるのであって、到底妥当性を見出しがたい」と述べた。

ハラスメントはなぜ起こる？

■ ハラスメントの根源には、心理学的に見て様々な欲求が存在すると言われている。

⇒ 「親和欲求」（他人と交流したい、仲良くなりたい）

「顕示欲求」（他人の注意を惹きたい、楽しませたり驚かせたりしたい）

例）下ネタ発言（楽しませようとしているが、相手は実は嫌がっている）

「支配欲求」「優越欲求」「承認欲求」

■ さらに、関係の読み違いがある。

⇒ 「この程度なら大丈夫」「コミュニケーションの一環」というのは**独善的な認知**である。

立場が上の者が、下の者から好意を持たれているという**錯覚・思い込み**など。

身体を触ることの危険性

- あなたは、その子どもに、どのような特性があって、どのような家庭養育環境で育てられているかを知っていますか？

例) ト라우マ（心の傷）があるかもしれない

発達特性（感覚過敏）があるかもしれない

想定外の行為をされると混乱するかもしれない

- ひょっとしたら、その身体接触が、子どものトラウマを呼び起こし、子どもに心身の苦痛を及ぼすかもしれない・・・

ハラスメントに関する 調査事案

パワハラに関する調査事案

○岡山県高校生自殺事案に関する調査報告書（令和3年3月）

→ 高校生男子。野球部顧問による叱責のあとに、自殺。

○宝塚市子どもの権利サポート委員会の調査報告書（令和2年3月23日）

→ 中学生女子。吹奏楽部顧問による叱責のあとに、自殺未遂。

○六甲アイランド高校の事案（平成29年12月）

→ 高校生男子。教員の生徒指導（朝8時～午後3時半ころまで。退学になると示唆。翌日も長時間にわたり指導）後に、自殺未遂。

○宝塚市子どもの権利サポート委員会による教員による体罰に関する調査案件での意見発信（令和2年9月）

パワハラに関する調査事案

○岡山県高校生自殺事案に関する調査報告書（令和3年3月）

→ 高校生男子。野球部顧問による叱責のあとに、自殺。

○宝塚市子どもの権利サポート委員会の調査報告書（令和2年3月23日）

→ 中学生女子。吹奏楽部顧問による叱責のあとに、自殺未遂。

○六甲アイランド高校の事案（平成29年12月）

→ 高校生男子。教員の生徒指導（朝8時～午後3時半ころまで。退学になると示唆。翌日も長時間にわたり指導）後に、自殺未遂。

○宝塚市子どもの権利サポート委員会による教員による体罰に関する調査案件での意見発信（令和2年9月）

岡山県の事案について

【高2の男子高生(当該生徒)。高2の7月末に自死した】

高1の入学当初から野球部に所属。

野球部監督の言動が問題となった。

- ・部員らに対し、日々、厳しく叱責（ノック練習のときに、暴言）。
- ・代打で交代を言われた選手が、なかなかバッターボックスに行かないのを見て、「はやく、行かんかい！」と怒鳴りつけながら、手元にあったパイプ椅子を振り上げる。
- ・試合に負けた“罰”として、連帯責任を課し、10キロを3日間走らせる。

など。

岡山県の事案について

野球部監督は、当該生徒に対しても、以下の言動をした。

- ・遠征先で、ノックで上手く捕球できないことを叱責し、「今すぐ、着替えて、帰れ」「ベンチに入るな！」という。
- ・練習試合中のミスに対し、「ルールを知らない三塁手じゃから、誰か教えてやれ！」「2年生なのに、何やってるんだ！」と叱責し、交代させる。
- ・当該生徒は、高2の6月に一旦野球部を退部した。

岡山県の事案について

当該生徒は、上級生の引退にあわせて、高2の7月末に、野球部にマネージャーとして復帰した。

復帰後も、野球部監督から以下の言動を受ける。

- ・「おまえ、何黙ってるんだ。おまえも、元選手なんだから、声をだせ」
- ・「マネージャーなら、いつでもグラウンドの様子を見ておけ」
- ・「さっき、お前を呼んだが、何していたんだ」
- ・「黙っていないで、何か言え」
- ・最後に叱責を受けた3時間後に、当該生徒は、自死した。

岡山県の事案について

教員らは、まさか監督の言動で、当該生徒が自死したとは思わなかった。

→ 調査委員会の調査でも、聴き取り調査に応じた教員は、異口同音に、
「当該生徒の自死の原因は、家庭にあるのではないか」と述べた。

岡山県の事案について

第三者調査委員会では、一般的に、生徒が自死に至る3つの要因について、全て調査した。

家族的要因 …… 特に課題があるとは言えなかった。

学校的要因 …… ？

個人的要因 …… 当該生徒に特異な性格傾向や特性があるとは言えなかった。

岡山県の事案について

学校的要因について

監督と生徒という上下関係が認められる。

監督の言動は、普段から威圧的であり、当該学生を含む部員らを畏怖させていたと言える。

監督は、当該学生の人格を傷つける発言をしていた。

なお、監督以外の他の教員が、当該学生を人格的に傷つける発言をしていたという証拠は得られなかった。また、学習面や交友関係も検討。

岡山県の事案について

以上のとおり、3要因を検討した結果・・・

⇒ 当該生徒の自死を招いた有力な要因は、学校的要因と言わざるを得ない。

⇒ 調査委員会の結論は、

当該生徒の自死を招いたのは、監督の言動にあった、というもの。

岡山県の事案について

※ 医学的見地からも検討している。

一般に、10代の子どもは、自己肯定感が低く、自尊感情も低下しがちな年齢である（“傷つきやすい年齢”）。

他方で、教員は、子どもからすると、立場が明らかに上である。

教員が、子どもに対し、否定的な言動をしたとしたら、教員が思う以上に、子どもを傷つけていることがある。

本事案では、実際に、監督が、当該生徒に心理的負担をかけたことが認められる。

宝塚の事案について

(事案の概要)

- ・ある柔道部員(当時中1) が、OBからの差し入れのアイスクリームを無断で食べた。
- ・柔道部顧問は、黙ってアイスクリームを食べた当該部員に対して激高し、柔道場で、何度も柔道の技をかけ（足払い、払い腰、背負い投げを繰り返し行った）、さらには、寝技をかけ、羽交い絞めや袈裟固め等をし、当該部員を失神させた。柔道部顧問は、失神している当該部員の頬に平手打ちを数回繰り返した。
- ・周囲には他の柔道部員がおり、柔道部顧問の当該部員に対する言動を見ていた。
- ・柔道部顧問は、当該部員に対して、「反省したら、戻ってこい」と言って、当該部員を柔道場から出した。
- ・当該部員は、そのまま帰宅。

宝塚の事案について

▶ 事案発生後の問題点について検証

- ・当該部員の保護者は、当該校に対して、強く要望を述べるようになる。
 - 学校や市教委の対応は、この要望に対してどのように対応するかという点に力点が置かれていた。
 - **「当該部員をどのように支援するか」に関する議論が疎かになっていた。**
- ・緊急支援体制の構築が重要であるにもかかわらず、そのような議論も十分に行われなかった。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

- a. 被害児童生徒及びその家族の心情把握
- b. 被害児童生徒及びその家族への配慮—速やかに学校側の支援方針を提示すること（支援の構造化を図ること）
- c. 事実関係の把握
- d. 学校生活への安心・安全を提供すること
- e. 組織的対応のためのケース会議の開催

a. 被害児童生徒及びその家族の心情把握

教員による体罰やハラスメントにより児童生徒が傷ついたと思われる事案が発生したときには、**まずは、その傷ついた心情の把握に努める**ことが重要である。

これを把握する過程は、傷ついた児童生徒の尊厳と人権を尊重する過程であり、学校と被害児童生徒側との信頼関係の構築の第一歩である。

学校は、自己の正当性を主張することは控えるべきである。

b. 被害児童生徒及びその家族への配慮—速やかに学校側の支援方針を提示すること（支援の構造化を図ること）

■ 教員による体罰やハラスメントにより児童生徒が傷ついたと思われる事案が発生したときには、学校・市教委は、被害児童生徒側の心情把握とともに、被害児童生徒側に対し、**速やかに、支援方針案を提示**すべきである。**これに関し、次の第 1 から第 3 に留意するべきである。**

第 1 に、その支援方針は、**あくまで、初期段階において学校・市教委が提示する「案」のようなものであり、固定的なものと捉えてはならない。**

第 2 に、その支援方針を**具体化していく過程は、学校・市教委と被害児童生徒側との間の対話**によって成り立つのであり、具体的な内容は、その対話によって構築していくものである。

※ 第 1 と第 2 の留意点は、子どもの意見表明権（子どもの権利条約12条）や被害者の権利（犯罪被害者基本法 3 条）から導かれるものである。

b. 被害児童生徒及びその家族への配慮―速やかに学校側の支援方針を提示すること（支援の構造化を図ること）

第3に、初期段階で学校・市教委から提示する支援方針（最初に提示する案）は、最低限以下の内容を含むものでなければならない。

- ① できる限り早く、事実関係の把握に努めること
- ② 事案発生の原因やその背景要因についても調査をする方針であること
- ③ 調査の進捗状況を、適宜情報提供すること
- ④ 調査は、被害児童生徒側から意見をいただきながら進めること。特に、被害児童生徒本人の心情や意見を中心に据えながら、調査を進めること。
- ⑤ 学校生活に支障が出ることがないように、安心・安全を確保しながら、最大限のサポートをすること。
- ⑥ 治療費以外の補償については、法令に従ってできる限り対応はさせていただくこと。

「⑤ 学校生活に支障が出ることがないよう、安心・安全を確保しながら、最大限のサポートをすること」の補足

学校生活では、学習面、対人関係面で支障が出るかもしれないことから、

- (i) 担任のみならず、学年の教員や養護教諭、管理職での見守りを強化すること、
- (ii) (入) 通院の場合の治療費は、スポーツ振興センターの災害共済給付で対応すること、
- (iii) (入) 通院で学校を欠席・遅刻・早退することになった場合は、欠席扱いとはせずに公休等の扱いとし、進学に支障がでないようにすること（公休の理由についても、進学先に引き継ぐこと） 、
- (iv) 学習面でのサポート体制に関し、教室に入りづらい、あるいは、教室に入りづらくなった時には、別教室で授業を受けてもらったり、授業にオンラインで参加できるように体制を組むこと、
- (v) 心理面でのサポートとしてSCの利用が可能であること。ただし、SCに話した内容は、そのプライバシーや名誉を守るために、学校には共有されないこと。SCに話した内容で学校に共有して欲しいことは、その都度、SCに伝えてもらいたいこと。なお、他方で、話の内容によっては、SCから、学校に共有した方が良いのではないかという提案があることがあるが、実際に共有するかどうかは、SCと話し合って決めてもらいたいこと、
- (vi) 実際に学校生活において支障が出てきたときには、校長、教頭、学年主任、担任、養護教諭等、相談しやすい教員に相談してもらいたいこと。

b. 被害児童生徒及びその家族への配慮―速やかに学校側の支援方針を提示すること（支援の構造化を図ること）

■ なお、上記支援方針案は、平時から提示できるように準備しておくべきこと。

このために、普段から、管理職によるトップマネジメントにより、上記支援方針案を教職員らに説明し、教職員らから理解を得ておくことが必要である。

また、たとえば、「教員による体罰・ハラスメントが起こった時の対応・支援方針の指針」を策定しておき、普段から公表しておくことが検討されるべきである。

また、被害を受けた児童生徒の心情に対する理解や、その家族にも強い負の影響を及ぼすことに対する理解が欠かせないことから、平時から、教員研修の中でこれらを学ぶ場を作り、実際に事案が起こった時には、危機対応の一環としてスクールカウンセラーのSVによる緊急支援の中で速やかにレクチャーを受けるべきこと。

b. 被害児童生徒及びその家族への配慮—速やかに学校側の支援方針を提示すること（支援の構造化を図ること）

さらに、普段から、教員は、児童生徒とは信頼関係を構築しておくことが必要である。

普段から、児童生徒に「意見表明権」があることを意識させ、実際に「意見表明権」を行使できる土壌が形成されていることが必要である。

たとえば、学校に「意見箱」を設置しておき、教職員は、その意見箱に寄せられた児童生徒からの意見に対し、必ずレスポンスをするようにしておくなど、日々、教職員が児童生徒からの意見に対する応答性を高めておくことが重要である。

c. 事実関係の把握

事実関係の把握は、b. 支援方針案の①にも位置付けられる。

教員からの体罰やハラスメントが疑われる事案が発生したときには、学校及び市教委は、速やかに事実関係を把握すべきである。その際には、問題の行動をした教員からの聴き取り、それを見ていたと思われる教員や児童生徒からの聴き取りを、速やかに、一挙に手分けをして実施する。聴き取りは、それぞれ分離され独立した空間で実施する。

聴き取りの結果把握した事実関係は、速やかに、被害児童生徒やその保護者に報告するべきである。

報告の際にも、被害児童生徒の心情把握に努める。

d. 学校生活への安心・安全を提供すること

学校・市教委は、被害児童生徒に安心して学校に通ってもらうために、安全な環境を速やかに準備すべきである。

問題の教員について、取り急ぎ、たとえば、部活動に顔を出さないようにさせる、あるいは、部活動顧問から外す、被害を受けた児童生徒がいるクラスでの授業は担当させないようにする、顔を合わせないように導線に工夫をするなどの対処をする必要がある。

当該教員の問題行動の内容によっては、当該教員を自宅待機にすることも積極的に検討すべきである。

また、事案によっては、傷ついた生徒の意向を確認した上で、謝罪をすることも考えられる。いずれにせよ、速やかにこれら対処を講じていくべきである。

また、上記 b. で指摘した支援方針⑤を、被害児童生徒本人の意見を聴きながら、進めていくべきである。

e. 組織的対応のためのケース会議の開催

- 管理職は、速やかに緊急ケース会議を招集する。そのメンバーは、少なくとも、校長、教頭、学年団、生徒指導担当、養護教諭、S S W、S C、市教委の危機管理課及び支援課の職員である。緊急ケース会議では、b. の支援方針案と、それに対する被害児童生徒側の意見をもとに、学校の支援方針の具体化を議論する。
- 緊急ケース会議においては、被害児童生徒及びその家族の心情を誰が継続的に把握していくのかについても決める。その心情把握は、複数の教員が担当するようにする。
- 緊急ケース会議で決まった支援方針の具体策は、再度、被害児童生徒及びその家族に提示し、合意をとりつけるようにする。また、その具体策は、その後も、被害児童生徒側のニーズに応じて変更されていくべきものである。
- ケース会議の開催頻度は、初期段階では、被害児童生徒及びその家族との面談が終わる都度開催することが望ましい。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

被害を受けた子ども（やその保護者）の要望やニーズは変化していくものであり、これをきちんとキャッチしながら、支援方針を柔軟に見直していくことも重要である。そのためには、被害を受けた子どもやその保護者との対話が重要である。

全教員で、被害児童生徒のことを見守り、気が付いたことは速やかに情報共有をする。

ケース会議を継続的に開催し、その中で、支援方針に見直す点がないか、支援方針の具体策について改善点がないか、被害児童生徒のニーズとミスマッチが生じていないかなどを、ケース会議に参加している教員ら一人ひとりがその認識を語り合いながら検討することが重要である。

ケース会議の結果は、職員会議の場などで、他の教員にも周知する。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

初期段階で、速やかに関係する教員や生徒からヒアリングを実施し、事実関係を把握した上で、被害児童生徒の保護者に対して、何があったかを報告するべきである。

しかし、調査はこれで終わりではない。被害児童生徒側は、なぜそのような事象が発生したのかについても、その説明を求めることが多い。

学校は市教委と連携して、この点の背景調査を実施するべきである。問題行動をした教員に対する過去の懲戒歴、教員からの体罰やハラスメントを防止するために講じてきた対策の内容やその課題、再発防止のための改善点などについて検証する。

その上で、被害児童生徒側にその検証結果を報告し、意見を聴くべきである。被害児童生徒側からの意見は、再発防止策を検討する上で有益であることが多い。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

子どもの権利条約12条にある子どもの意見表明権を中心に据えたアプローチをする。

当該子どもに関わることなのだから、その子どもの意見、気持ち、声が聴かれる権利があり、その権利が行使されるようにサポートする。

これにより、被害を受けた子ども本人は、主体性を取り戻すことにつながりやすい。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(3) あるべき心理面でのサポート ／(4) 犯罪被害者支援という視点

被害を受けた生徒は、「トラウマ」をかかえる。ここでいう「トラウマ」とは、心の傷である。教員らに対する不信感を抱いた状態であるため、教員らのちょっとした言動が、その生徒の心身を傷つけることがある。

また、教員によるハラスメントが、犯罪行為に当たる場合（暴行、脅迫、侮辱など）、学校そのもののが、被害を受けた生徒を支援対象とみた、犯罪被害者支援という視点を有する必要がある。犯罪被害者支援と言う観点から見た場合、精神面でのサポート、経済的側面でのサポート、生活面でのサポートが考えられるが、学校はこのうち「精神面でのサポート」ができるはずである。

→ 被害者支援サポーターのような職員を配置し、被害児童生徒やその家族に対する寄り添い支援を展開する。学校とは独立した存在という立ち位置が重要であり、同サポーターが、被害児童生徒やその家族からの要望を聴き、それを学校や市教委に伝えたり、学校との話し合いの場に立ち会って、徹底して被害側に立って代弁をしたりすることが考えられる。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方 ／(6) チームアプローチの欠如

- ・学校内では、校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある。
- ・市教委は、教職員が安心して教育活動に取り組むことができるように、学校や教委を後方支援する。
 - 学内の必要なメンバー（管理職、学年教員、生徒指導担当、養護教諭など）に、情報共有をした上で、それぞれの役割を確認しておく必要がある。

宝塚の事案で提言した内容

(1) 子どもの権利ないし被害者支援の観点を中心に据えた危機管理体制が構築されるべきであること

① 教員による体罰やハラスメントが起こった後の初期対応に関する提言

② 初期対応以後の継続的対応・支援をする上での留意点について

③ 事案発生の原因や背景要因の調査とその結果の報告

(2) 子どもの権利を中心に据えたアプローチ

(3) あるべき心理面でのサポート

(4) 犯罪被害者支援という視点

(5) 学校内・市教委での情報共有のあり方

(6) チームアプローチの欠如

(7) 心がまえの問題

(7) 心がまえの問題

- ・わが子が、教員の行為により傷つけられたことを知った親は、通常、怒る。教員は、このような親の心情を理解し、真摯に対応すべきである。教員からすれば、時に厳しいことを言われたり、どのように対応して良いのか分からないときがあるかもしれない。
- ・何よりも、子どもの気持ちを中心に据え、その気持ちの揺れに寄り添いながら、ともに解決策を見出していくのが基本姿勢となる。

ご清聴ありがとうございました。

弁護士／社会福祉士 曾我 智史